

(平成21年7月23日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山梨地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1 件

国民年金関係 1 件

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成2年9月から3年8月までの標準報酬月額を22万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月1日から3年9月1日まで

社会保険事務所で自分の厚生年金保険の記録を見せてもらったところ、申立期間の標準報酬月額の記録が当時の報酬と大きく相違していることが分かった。会社からは何の説明も無く、退職後に勝手に記録が変えられていることは納得がいかないので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成2年9月から3年8月までは22万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、A社については、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成3年9月1日以降の4年2月7日に、申立人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、2年9月から3年8月まで11万円に訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成2年9月から3年8月までは22万円に訂正することが必要であると認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を、平成7年6月から同年9月までは12万6,000円、同年10月から8年9月までは16万円、同年10月から9年2月までは11万8,000円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年6月1日から9年3月31日まで

社会保険事務所の職員から厚生年金の標準報酬月額が、私の知らない間に9万2,000円に引き下げられていると聞いた。会社に勤めていた当時、毎月11~12万円くらいの給料をもらっていた。当時の資料は何も残っていないが、記録を元に戻してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成7年6月から同年9月までは12万6,000円、同年10月から8年9月までは16万円、同年10月から9年2月までは11万8,000円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、A社については、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成9年3月31日以降の同年4月18日に、申立人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、7年6月から9年2月まで9万2,000円に訂正されていることが確認できる。

また、A社では、申立人以外の3人の標準報酬月額の記録も、申立人と同様にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬

月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成7年6月から同年9月までは12万6,000円、同年10月から8年9月までは16万円、同年10月から9年2月までは11万8,000円に訂正が必要であると認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 47 年 3 月まで

私は、昭和 42 年 1 月に結婚し、翌年 3 月に長男を出産した。義父が孫の誕生を喜んで 43 年 4 月から納税組合を通じて、私の国民年金保険料を納めてくれたにもかかわらず、未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 43 年 4 月にその義父が国民年金加入手続を行ってくれたと主張しているが、申立人が保管している国民年金手帳の保管証の発行日を見ると 48 年 1 月 24 日となっていること、A 市保管の申立人に係る国民年金被保険者名簿が「48 年 1 月 24 日作成」と記載されていること、及び社会保険事務所保管の国民年金手帳記号番号払出簿の払出日が 48 年 2 月 10 日となっていることから、加入手続が行われたのは 43 年ではなく、48 年であったとするのが自然である。

また、申立期間の国民年金保険料を納税組合で納付したと主張しているが申立期間は、時効により納付できない期間及び過年度の期間となるため、納付組織では保険料納付を行うことができない。

さらに、申立人から提出された義父の確定申告書において、昭和 45 年分に「国年 4,200 円」と記入されているが、これは 1 年間の一人分の金額であり、申立人の夫も国民年金保険料を納付した記録が有るため、申立人の保険料であると特定することはできず、申立期間のうち 45 年以外の期間について、確定申告書の年金保険料の欄に金額が記入されていないことから、申立期間の納付を確認することができない。

加えて、申立人は加入手続及び納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする義父も既に亡くなっているため、その事実を確認することができな

い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。